

それ、通報の義務があります！



どんなときに
通報が必要？

牛、豚、めん羊、山羊等において「**特定症状**」がみられた場合、直ちに管轄の家畜保健衛生所への通報が必要です。
このことは、家畜伝染病予防法第13条の2第1項に定められています。



特定症状って？



次の**3つの症状のいずれか**が認められる場合が挙げられます。

(1) 以下、①及び②の両方の症状を呈する場合

① **39.0℃以上の発熱及び泡状のよだれ、跛行（はこう）、起立不能、泌乳量の大幅な低下**
または**泌乳の停止**

② **口の中、唇、鼻、蹄部、乳頭または乳房**（以下、口の中など）における**水疱、ただれ、潰瘍**または**それらの跡**（以下、水疱など）

(2) 同じ畜房内（単房飼育の場合は、同じ畜舎内）において、**複数の家畜**の口の中などに**水疱など**がある場合

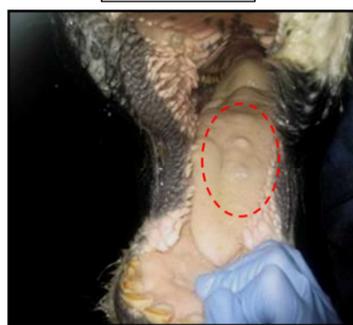
(3) 同じ畜房内において、**半数以上の哺乳畜**（単房飼育の場合は、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の**2日間**において**死亡**した場合

口蹄疫の特徴的な症状

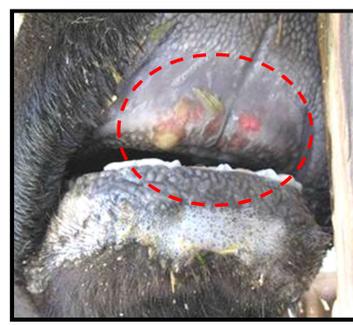
泡状のよだれ



舌の水疱



口の中のただれ



蹄部の潰瘍



日頃の衛生管理のポイント

- ① 伝染病の発生予防及びまん延防止に関して、最新の情報を積極的に把握しましょう。
- ② 家畜舎とその周辺区域を分ける衛生管理区域の設定を行い、徹底した消毒をしましょう。
- ③ 日頃からの家畜の健康観察や農場へ立ち入った人や車両、導入した家畜の記録を取り、異常の早期発見に努めましょう。



飼養衛生管理基準の遵守や早期通報が、伝染病のまん延防止につながります。

問い合わせ先	姫路家畜保健衛生所	TEL	079-240-7085
	朝来家畜保健衛生所	TEL	079-673-2331
	淡路家畜保健衛生所	TEL	079-945-2411